



熊本県公報

第12769号
平成30年10月26日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○都市計画事業の認可	(都市計画課) 1
○都市計画事業の認可	(") 1
○都市計画事業の認可	(") 2
○家畜伝染病(ヨーネ病)の発生	(畜産課) 2
○道路の供用開始	(道路保全課) 2
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい者支援課) 2
公 告	
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 3
○農用地利用配分計画の認可申請	(農地・担い手支援課) 3
○農用地利用配分計画の認可申請	(") 3
○農用地利用配分計画の認可申請	(") 4
○平成30年度ふぐ処理師試験の実施	(健康危機管理課) 4

告 示

熊本県告示第829号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
 なお、事業地の一部について、同法第69条の規定により適用される土地収用法(昭和26年法律第219号)第31条の規定により、都市計画事業の認可後の収用又は使用の手続が保留されるので、都市計画法第72条第3項の規定により、併せて告示する。
 平成30年10月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 益城町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・5・97号益城東西線
- 3 事業施行期間 平成30年10月26日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本県上益城郡益城町大字宮園字辻及び大字木山字下辻地内
 使用の部分 なし
- 5 収用又は使用の手続が保留される事業地 熊本県上益城郡益城町大字宮園字辻及び大字木山字下辻地内

熊本県告示第830号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
 なお、事業地の一部について、同法第69条の規定により適用される土地収用法(昭和26年法律第219号)第31条の規定により、都市計画事業の認可後の収用又は使用の手続が保留されるので、都市計画法第72条第3項の規定により、併せて告示する。
 平成30年10月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 益城町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・5・97号益城東西線、3・5・98号南北線及び3・5・99号第二南北線
- 3 事業施行期間 平成30年10月26日から平成38年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本県上益城郡益城町大字馬水字大辻、字外豊、字駿河原、字西原及び字居屋敷、大字安永字火迫、字馬水迫、字宗曾利、字一之迫及び字上露込、大字宮園字一ノ迫地内
 使用の部分 熊本県上益城郡益城町大字安永字馬水迫及び字宗曾利地内
- 5 収用又は使用の手続が保留される事業地 熊本県上益城郡益城町大字馬水字大辻、字外豊、字駿河原、字西原及び字居屋敷、大字安永字火迫、字馬水迫、字宗曾利、字一之迫及び字上露込、大字宮園字一ノ迫地内

熊本県告示第831号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、同法第69条の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第31条の規定により、都市計画事業の認可後の収用又は使用の手続が保留されるので、都市計画法第72条第3項の規定により、併せて告示する。
平成30年10月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 益城町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・5・96号横町線
- 3 事業施行期間 平成30年10月26日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本県上益城郡益城町大字木山字居屋敷及び字前田地内
使用の部分 熊本県上益城郡益城町大字木山字居屋敷及び字前田地内
- 5 収用又は使用の手続が保留される事業地 熊本県上益城郡益城町大字木山字居屋敷及び字前田地内

熊本県告示第832号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第4項の規定により公示する。

平成30年10月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

病名	区分	発生日月日	発生場所	発生戸数及び頭数	摘要
ヨーネ病	患畜	平成30年10月5日	玉名市	1戸2頭	乳用牛

熊本県告示第833号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年10月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年10月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	和仁山鹿線	山鹿市平山字白銀 243番5地先から 同所 290番1地先まで	60.0	単道改

- 2 供用を開始する期日 平成30年10月29日

熊本県告示第834号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

平成30年10月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
すまいるクラブ 菊池郡菊陽町大字曲手字部田8 11番地	社会福祉法人 菊陽 会 菊池郡菊陽町大字曲 手字部田811番地 田中 健二郎	平成30年1 0月1日	435220 0077	指定児童発 達支援 指定放課後 等デイサー ビス

公 告

熊本県公告第647号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成30年10月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字三角2086番30の一部
495.87平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区清水岩倉二丁目17番1号
株式会社松正

熊本県公告第648号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。
当該農用地利用配分計画は、平成30年10月26日から同年11月8日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。
平成30年10月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社ほたるの里城河原	天草市五和町城河原	天草市五和町城河原一丁目字釜ヶ原973番1ほか11筆
林田 慶志	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町白木尾字二重部321番ほか2筆

- 2 申請年月日
平成30年10月11日

熊本県公告第649号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。
当該農用地利用配分計画は、平成30年10月26日から同年11月8日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。
平成30年10月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社タナカ	八代市千丁町太牟田	八代市鏡町下村字行真146番1ほか2筆
丸尾 憲遵	八代市日奈久大坪町	八代市平山新町字北割5680番1ほか3筆
中村 有一	八代市鼠蔵町	八代市鼠蔵町字添築南割278番
松岡 慎也	八代市千丁町新牟田	八代市千丁町古閑出字参〇番割1452番1
松岡 優衣香	八代市千丁町新牟田	八代市千丁町古閑出字参〇番割1452番1
上野 博司	人吉市大畑麓	八代市七地町字大堀328番ほか21筆

- 2 申請年月日
平成30年10月16日

熊本県公告第650号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年10月26日から同年11月8日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。
平成30年10月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
中村 幸人	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字永迫1144番ほか1筆
内山 幸一	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字赤崩542番38ほか2筆
新堀 徳人志	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字宮ノ上2325番1
植木 義弘	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字加茂1929番ほか3筆

2 申請年月日

平成30年10月17日

熊本県公告第651号

熊本県ふぐ取扱条例（昭和33年熊本県条例第27号）第8条第3項の規定により平成30年度ふぐ処理師試験を次のように実施するので、同条第4項の規定により公告する。
平成30年10月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 試験日時

平成31年2月3日（日）午前9時

2 試験会場

熊本市中央区春竹町481番地
専修学校常盤学院

3 試験科目

- (1) 筆記試験
 - ア 公衆衛生学
 - イ 食品衛生学（ふぐの性状を含む。）
 - ウ 栄養学
 - エ 衛生関係法規
 - オ 調理理論
- (2) 実地試験
 - ア 処理技術
 - イ 内臓鑑別
 - ウ 魚種鑑定

4 受験手続

- (1) 提出書類
 - ア 受験願書
 - イ 履歴書
 - ウ 写真2葉（受験願書提出前3か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦3.5センチメートル、横2.6センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものとし、1葉を写真票に貼付すること。）
- (2) 受験手数料
13,500円
- (3) 受験の申込方法
試験を受けようとする者は、関係書類に受験手数料13,500円分の熊本県証紙を添えて、熊本市に住所を有する者は熊本市保健所に、それ以外の者は最寄りの熊本県保健所に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、熊本県健康福祉部健康危機管理課（郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）に提出すること（郵送する場合は、現金書留によること。）。
- (4) 受験願書の提出期間
受験願書の提出期間は、平成30年12月12日（水）から平成30年12月25日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする（熊本市保健所においては、午後5時までとする。）。

- なお、郵送の場合は、平成30年12月25日（火）までの消印のあるもの限り受け付ける。
- 5 合格基準
- (1) 筆記試験
5科目の合計得点が満点の6割以上であること。ただし、1科目でも満点の4割未満のものがある場合は、不合格とする。
- (2) 実地試験
総得点が満点の8割以上であること。ただし、食用不可部位を食用と鑑別した場合及び生殖器（精巣・卵巣）の鑑別を誤った場合は、満点の8割以上であっても不合格とする。
- 6 合格発表等
- (1) 合格者の発表は、平成31年2月20日（水）午前10時に、県庁本館ロビー、各熊本県保健所、熊本市保健所及び県庁ホームページにて行う。
- (2) 試験に合格した者に対しては、合格証を交付する。
- 7 その他
- (1) 受験願書の請求及び試験についての照会は、各熊本県保健所、熊本市保健所又は熊本県健康福祉部健康危機管理課（電話096-333-2247（ダイヤルイン）又は096-383-1111 内線7187）に行うこと。
- (2) 郵便による受験願書の請求は、82円切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒を同封し、各熊本県保健所、熊本市保健所又は熊本県健康福祉部健康危機管理課に請求すること。